(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市が発注する工事の成績評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、公正かつ適切な評定を実施することにより、受注者の適正な選定及び指導育成を行い、もって公共工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(評定の対象)

- 第2条 評定は、1件の契約金額が500万円以上の工事について行うものとする。ただし、次に掲げる工事については、評定を省略することができる。
 - (1) 解体工事 (アスベスト除去の工事を含む。)
 - (2) 下水道管撤去等の工事
 - (3) 交通安全対策に関する工事(区画線の設置、交通安全標識の設置、 ガードレールの設置等をいう。)
 - (4) 災害等に伴う緊急工事

(評定者)

第3条 評定をする者(以下「評定者」という。)は、武蔵野市契約事務規則(昭和39年5月武蔵野市規則第15号。以下「規則」という。) 第53条第1項の監督職員(以下「監督員」という。)及び規則第55条の第1項の検査員(以下「検査員」という。)とする。

(評定の時期)

- 第4条 評定は、工事の完了検査が終了した後、速やかに行う。 (評定の方法)
- 第5条 評定者は、工事ごとに、別に定める工事成績評定表及び工事成績評定項目別評定表により評定を行う。

(評定結果の取りまとめ)

第6条 工事を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)は、 評定者による評定の結果を取りまとめ、別に定める工事成績評定報告 書(以下「報告書」という。)に評定結果を記録する。

(評定結果の報告)

第7条 工事主管課長は、評定の結果について、工事成績評定表及び報告書により総務部総務課検査担当課長(以下「検査担当課長」という。)及び財務部管財課長(以下「管財課長」という。)に速やかに報告しなければならない。

2 工事主管課長は、評定の結果について、当該工事を主管する部の部 長に報告しなければならない。

(評定結果の通知)

第8条 検査担当課長は、前条第1項の規定による報告があったときは、 当該評定の結果について別に定める工事成績評定通知書により、速や かに当該工事の受注者に通知しなければならない。

(評定結果についての説明)

- 第9条 前条の規定による通知を受けた者は、評定の結果に疑義がある場合は、当該通知を受け取った日の翌日から14日以内に検査担当課長に対して書面をもって説明を求めることができる。
- 2 前項の規定により説明を求められた場合は、検査担当課長は、管財課長及び工事主管課長と協議のうえ、速やかに書面により回答するものとする。

(意見等の申立て)

- 第10条 前条第2項の規定による回答書を受けた者は、回答の内容に意見又は疑義がある場合は、当該回答書を受け取った日の翌日から14日以内に、市長に対して書面をもって意見又は疑義の申立てをすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申立てがあったときは、当該申立てに厳正かつ公正に対応するため、武蔵野市工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会(以下「委員会」という。)へ付議し、その意見を徴するものとする。
- 3 市長は、委員会の意見を踏まえ、第1項の申立てを行った者に対し、速やかに書面により回答するものとする。

(評定の見直し)

- 第11条 市長は、委員会から評定を見直すべき旨の意見を受けたときその他特に評定を見直す必要があると認めるときは、第3条の評定者に評定の見直しを指示するものとする。
- 2 前項の規定により評定を修正する場合は、第6条から第8条まで及び次条の規定を準用するものとする。

(武蔵野市指名業者選定委員会への報告)

第12条 管財課長は、評定の結果について、別に定める工事成績評定一覧表を作成し、武蔵野市指名業者選定委員会規則(昭和56年5月武蔵野市規則第25号)第1条の委員会に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評定について必要な事項は、市 長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に契約を締結する工事 について適用し、同日前に契約を締結した工事については適用しない。 付 則
 - この要綱は、平成24年10月1日から施行する。 付 則
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条及び第11条の規定は、この要綱の施行の日以後に完 了する工事から適用し、同日前に完了した工事については、なお従前 の例による。